

○国立大学法人お茶の水女子大学障害学生支援に関する基本方針

平成28年3月25日

制定

国立大学法人お茶の水女子大学は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）の理念に基づき、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び国立大学法人お茶の水女子大学憲章等を遵守し、障害の有無や程度によって分け隔てることなく、能力と修学意志を持つ障害のある学生を受け入れ、学長のリーダーシップのもとに役職員一同が、教育研究の水準を維持しつつ、すべての障害学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的な障害学生支援に努める。

本学は、この基本方針に基づき、次に掲げる具体的な障害学生支援を実施する。

（機会の確保）

- 1 障害学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、高い教養と専門的能力が培えるよう、教育及び学術研究の質を維持する。

（情報公開）

- 2 障害のある入学志願者や在学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確化し、広く情報を公開する。

（決定過程）

- 3 障害学生の支援における権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

（教育方法等）

- 4 必要かつ適切な情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価及び心理面・健康面等における合理的配慮を行う。

（支援体制）

- 5 大学全体として専門性のある支援体制の確保に努め、学内関係組織との連携を図る。また、学生・役職員に対し、障害学生支援に関する理解促進・意識啓発を行う。

（施設設備）

- 6 障害学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化に配慮する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。